

## 農地転用許可基準(農地法第4条・第5条)

農地を転用する場合は、農地法に基づく許可を受けなければならない。(法第4条第1項、同第5条第1項)

### 1 許可基準

#### (1) 立地基準(法第4(5)条第2項第1号及び第2号)

次のいずれかに該当する農地の転用は許可をすることができない。ただし、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合、農用地区域内農地を農用地利用計画において指定された用途に供する場合、その他令第1条の10(18)に掲げる相当事由がある場合はこの限りでない。

農用地区域内にある農地(法第4(5)条第2項第1号イ)

集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地(法第4(5)条第2項第1号ロ及び令第1条の11(19)) いわゆる「第1種農地」

市街化調整区域内において特に良好な営農条件を備えている農地(法第4(5)条第2項第1号ハ及び令第1条の12(20)) いわゆる「甲種農地」

#### (2) 一般基準(法第4(5)条第2項第3号~第5号、同第5条第2項第6号及び第7号)

(1)の立地基準にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は許可できない。

農地等を転用して申請に係る用途に供することが确实と認められない場合

ア 転用行為を行うために必要な資力及び信用があると認められない場合(法第4(5)条第2項第3号)

イ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合(法第4(5)条第2項第3号)

ウ 許可後遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合(規則第5条の16第1号、同第7条の5第1号)

エ 申請に係る事業の施行に際し行政庁の免許、許可、認可等を必要とする場合において、その見込みがない場合(規則第5条の16第2号、同第7条の5第2号)

オ 申請に係る農地と一体利用する土地の利用見込みがない場合(規則第5条の16第3号、同第7条の5第3号)

カ 申請に係る農地の面積が適正と認められない場合(規則第5条の16第4号、同第7条の5第4号)

キ 宅地の造成(その処分を含む。)のみを目的とする事業の場合(規則第5条の16第5号、同第7条の5第5号)

周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合(法第4(5)条第2項第4号)

一時転用の場合において、利用後速やかに農地として原状回復されることが确实と認められない場合（法第4条第2項第5号、同第5条第2項第6項）

一時転用の場合において、所有権移転を行う場合（法第5条第2項第5号）

農地を採草放牧地とするため所有権移転及び権利設定を行う場合において、法第3条第2項の規定により許可することができない場合（法第5条第2項第7号）

## 標準処理期間

7週間

ただし、次の期間は標準処理期間に含まない。

ア 申請書類を補正するために要する期間

イ 申請者が申請内容を変更するために必要とする期間

ウ 行政庁の責めに帰さない事情により変動する期間（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び徳島市職員の勤務時間に関する条例に基づく勤務を要しない日）